

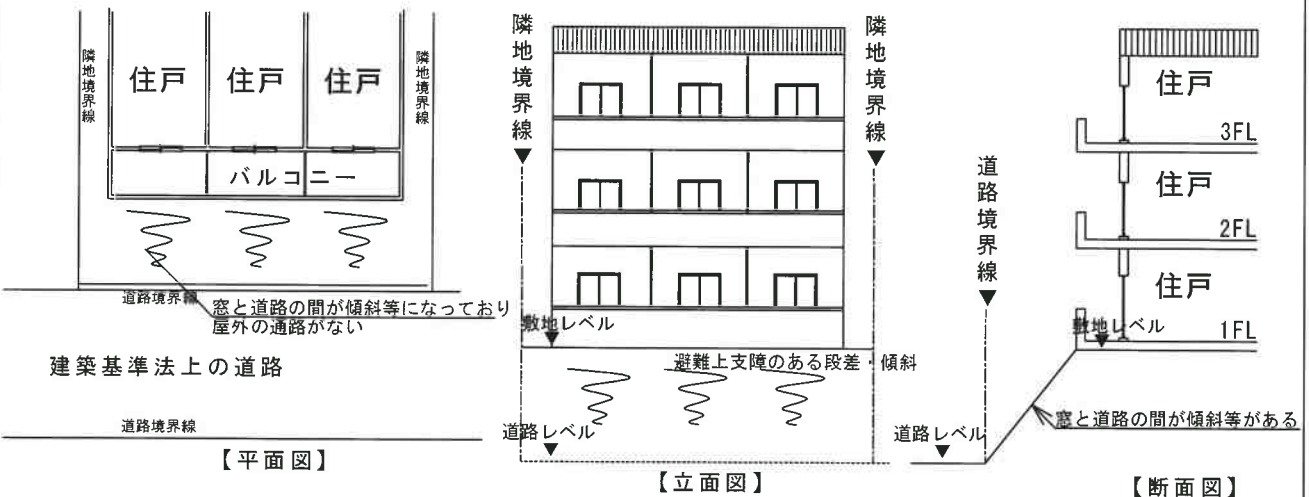
窓先空地等の取扱い

項目 道路に直接面する窓：道路が敷地より低い場合

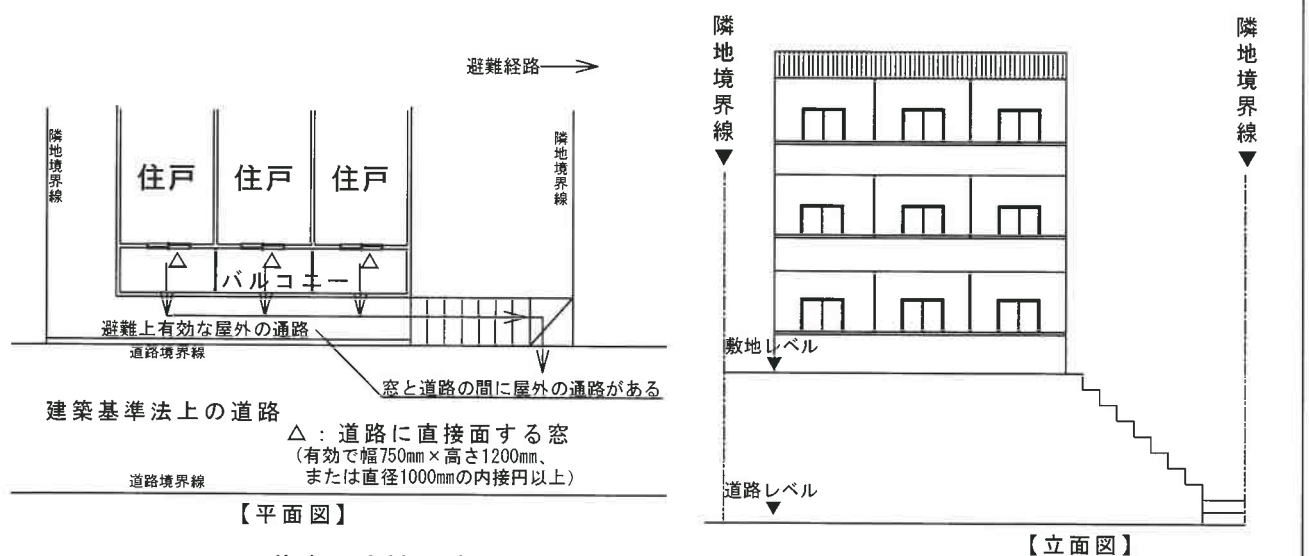
条文 東京都建築安全条例第19条第1項第2号

窓と道路の間に避難上支障となる敷地内の高低差がある場合は、条例第19条第1項第2号イ道路に直接面する窓とはみれない。(図1)

ただし、窓と道路の間に避難上有効な屋外の通路を確保し、階段等で道路まで支障なく避難できる場合は道路に直接面する窓とする(図2)(道路からの距離は、よくある質問03-01-02参照)



道路に直接面する窓としてみれない場合(図1)



道路に直接面する窓としてみれる場合(図2)

関連通達・資料

30都市建企第722号 平成30年10月15日東京都建築安全条例第19号の運用の明確化について(東京都技術的助言)1-(2)